

梶原町ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、梶原町ホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町ホームページ 梶原町公式ホームページをいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類)

第3条 広告の種類はバナー広告とする。

(広告の掲載場所)

第4条 広告を掲載する位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 広告の位置 町ホームページのトップページの一部とし、当該トップページ内での掲載位置は町が指定する。
- (2) 枠数 5枠

(広告の範囲)

第5条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (6) 当該広告事業の内容を町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 訪問販売、消費者金融に類するもの
- (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (11) 法令、規則等に反するもの
- (12) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル・横170ピクセル
- (2) 形式 JPEG ・GIF (静止画のみ)
- (3) データ容量 10KB 以下

(広告の禁止表現)

第7条 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがある表示 (例: 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表示をするラジオボタン等)
- (2) 実際に機能しない表示 (例: 入力できるように見えるテキストボックス等及び選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等)
- (3) 閲覧者が町に関する情報と錯誤するおそれがある表示 (例: 「梶原町〇〇情報」等の表示、梶原町章等の画像使用等)
- (4) 点滅、切り替わり等の動きのある表示
- (5) その他広告の表示として適当でないと町長が認める表示

(広告の制限事項)

第8条 町長は、広告の表現及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認めるときは、その内容を制限することができる。

(広告の掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間は1か月を単位とし、連続で12か月とする。ただし、当該期間は年度を超えることができない。

- 2 広告の枠に空きがあり、再申込みにより掲載の決定を受けた場合は、再掲載を妨げない。
- 3 広告の掲載を開始する日は月の初日 (その日が梶原町の休日を定める条例 (平成元年梶原町条例第38号) 第1条に規定する休日 (以下「町の休日」という。) に当たるときは、その日後において、その日に最も近い町の休日でない日。) とし、広告の掲載を終了する日は翌月の初日の前日とする。ただし、町長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 広告の掲載を開始する処理は、掲載を開始する日の午前8時30分から午前10時30分までに行うものとする。
- 5 広告の掲載を終了する処理は、掲載を終了する日の翌日の午前8時30分から午前10時30分までに行うものとする。

(広告掲載の募集方法)

第10条 広告は、原則として町ホームページにより公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 第1項の規定により公募する場合は、広告主となり得る者に対し、公募について案内することができる。

(広告主となり得る者の範囲)

第11条 広告主となり得る者の範囲は、原則、次に掲げるものとする。ただし、次の各号に該当しない場合でも、町長が認める場合はこの限りでない。

- (1) 梶原町内に事業所等を有するもの
- (2) 町外に自営業等を有するもののうち、梶原町にゆかりのあるもの
- (3) 高知県内に事業所等を有するもの（第1号に掲げるものを除く）

(広告掲載の申込み)

第12条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、梶原町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、掲載開始を希望する月の前々月の末日（その日が町の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い町の休日でない日。）までに町長に提出しなければならない。

- (1) 広告主が個人以外の場合は、会社案内パンフレット等事業内容及び社歴等がわかる書類
- (2) 広告主が個人の場合は、身分証明となる書類
- (3) 画像データを印刷したもの

(広告掲載の決定)

第13条 町長は、前条の規定により申込書の提出があった場合は、梶原町ホームページ広告審査委員会の意見を聴き、当該広告の掲載の可否を決定するとともに、次の各号の順位により広告掲載を決定する。

- (1) 第11条第1号に該当するもの
- (2) 第11条第2号に該当するもの
- (3) 第11条第3号に該当するもの
- (4) 前各号以外のもの

2 第4条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合で、前項の規定による申込者の順位が同じときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定する。

3 前項を適用してもなお同順位の申込希望者が多数の場合は、くじによる抽選で決定するものとし、抽選実行者は梶原町ホームページ広告審査委員会委員長とする。

4 町長は、前各項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、梶原町ホームページ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第14条 前条の規定により広告掲載可の決定を受けた広告主は、広告原稿を第5条から第8条の規定に基づき作成し、広告の掲載を開始する日の10日前までに町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第5条から第8条の規定に反すると判断した

場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第15条 広告の掲載料は、1 枠当たり月額5,000円とする。

2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、原則として広告の掲載を開始する日の10日前までに、掲載期間に係る掲載料を一括して納付しなければならない。

(審査委員会の設置)

第16条 広告の掲載内容について審査するため、梶原町ホームページ広告審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。

(組織)

第17条 審査委員は、委員長及び委員2名をもって組織する。

2 委員長は、企画財政課長をもって充てる。

3 委員は、支援センター長、産業振興課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

5 委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第18条 審査委員会の会議は、広告の掲載希望の申出があったときに、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 議事は、出席委員全員の賛成がなければ決することができない。

3 委員長は、必要があると認める時は、関係者を出席させることができる。

4 審査委員会の庶務は、総務課政策企画係において処理する。

(広告内容の責任)

第19条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(広告主の届出義務)

第20条 広告主は、町ホームページ広告の掲載に係る事項について、次の各号のいずれかを変更しようとするときは、変更を希望する日の15日前までに、梶原町ホームページ広告掲載内容変更届（様式第3号）により、町長に届け出るものとする。

(1) 広告の掲載内容

(2) リンク先ホームページのアドレス

2 町長は、前項の規定による届出があった場合は、当該広告主に対して梶原町ホームページ広告掲載変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(取りやめの申出)

第21条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、取りやめようとする日の15日前までに梶原町ホームページ広告掲載中止申出書(様式第5号)により町長に申し出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第22条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第5条から第8条の規定に反すると判断したとき。
- (2) 第14条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (3) 第15条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (4) 前条に規定する取りやめの申出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があるとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して梶原町ホームページ広告掲載取消決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(掲載料の還付)

第23条 広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

- (1) 第21条の規定による広告の掲載の取りやめの申出があったとき。次に掲げる申出の区分に応じ、それぞれに定める額を還付する。

ア 掲載期間開始前 既納の掲載料の額の全額

イ 掲載期間開始後 既納の掲載料の額のうち掲載の取りやめの申出があった日から掲載期間の末日までの期間(その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に係る掲載料に相当する額

- (2) 町長が前条第1項第2号の規定により広告の掲載の決定を取り消したとき。既納の掲載料の額の全額を還付する。

- (3) 町長が前条第1項第5号の規定により広告の掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めによらないときに限る。)は、既納の掲載料の額のうち町長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間(その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)に係る掲載料に相当する額を還付する。

2 前項ただし書の規定による掲載料の還付を受けようとする者は、梶原町ホームページ広告掲載料還付請求書(様式第7号)により町長に請求しなければならない。

(免責事項)

第24条 広告主は、次の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載の停止による広告料金の返還、損害の補償等を町に請求しないこととする。

- (1) 町のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理又は改良による停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他町のコンピュータへの不正アクセス、日本国内における有事に起因するサーバー、通信回線等の事故

又は障害による停止

2 町は、広告主が広告掲載に関して損害（サーバ又はソフトウェアの障害等、本サービス利用停止、顧客との取引等によるものを含み、その原因の如何を問わない。）を受けた場合について、賠償する責任を負わないものとする。

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。